

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十七年六月三十日から同年十月三十日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十七年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ラムー奈良葛城店

所在地 葛城市忍海二三六一ーほか

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市堀南七〇四番地の五

代表者 大賀昭司

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市堀南七〇四番地の五

代表者 大賀昭司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年二月二十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八三一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一一二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 五二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二一・一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間利用

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 出入口二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十七年六月十九日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター及び葛城市産業観光部商工観光課

十 縦覧期間

平成二十七年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで